

一般競争入札公告

(単体発注・事前審査型)

沖縄県八重山事務所が発注する「八重山合同庁舎中央監視及び空調設備保守点検業務委託」について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告します。

令和 7 年 2 月 19 日

沖縄県八重山事務所長 長濱 広明

1. 競争入札に付する事項（業務概要）

- | | |
|-------------|--|
| (1) 業 務 名 称 | 八重山合同庁舎中央監視及び空調設備等保守点検業務委託 |
| (2) 業 務 場 所 | 八重山合同庁舎（石垣市字真栄里 4 3 8 - 1） |
| (3) 業 務 内 容 | 八重山合同庁舎の設備を計画的かつ適正に管理し、庁舎機能の保持及び設備の耐久性の向上、防災を図る。その他詳細は契約書及び仕様書による。 |
| (4) 業 務 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（2 年契約） |
| (5) 発 注 形 態 | 単体発注 |
| (6) 資格審査方法 | 事前審査型 ※入札参加資格の審査を開札前に行う。 |

2. 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 石垣市内に本社、支社、支店又は営業所を有すること。
- (2) 過去 5 年間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。
- (3) 次の①～④の資格者を有すること。
 - ① 電気主任技術者の有資格者 1 名以上
 - ② 電気工事士の有資格者 3 名以上。
 - ③ 危険物取扱者の有資格者 1 名以上。
 - ④ 消防設備士の有資格者 1 名以上。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。

- (7) 一般競争入札参加資格確認申請期日から入札日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 沖縄県ホームページ(公募・入札発注情報)
- (2) 期間 公告の日から落札決定の日まで

4. 申請書等の提出及び本入札参加資格の確認

本業務は、入札手続(入札書提出から落札者決定まで)を紙入札で行う。参加を希望する者は、次に掲げる書類を申請期間内に次の場所に提出し、本入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資格確認資料を提出しない者、並びに競争参加資格がないと判断された者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出する書類

- ア 一般競争入札資格確認申請書
- イ 法人登記簿本の写し(最新のもので、6ヶ月以内に交付されたもの)
- ウ 県税(法人事業税)に関し未納がないことを示す納税証明書(直近3年間分)の写し(最新のもので、6ヶ月以内に交付されたもの)

エ 地方公共団体等業務契約実績証明書

(入札参加資格：過去5年間 1件以上)

(入札保証金の免除を受ける場合：過去2年間 2件以上)

(2) 申請書等の提出期間

令和7年2月19日（水）から令和7年3月5日（水）までの午前9時から12時、午後1時から5時の間（土曜、日曜及び祝日を除く）

(3) 申請書等の提出場所

〒907-0002

沖縄県石垣市字真栄里438-1（八重山合同庁舎2階）

沖縄県総務部八重山事務所総務課(担当：嘉数)

電話 0980-82-3040

(4) 申請書等の提出方法

持参もしくは郵送（書留もしくは特定記録郵便による。ただし、不備等がある場合、申請期間内に補正しなければならない。）で提出すること。FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。

(5) 入札参加資格の確認結果通知

令和7年3月7日（金）までに電話及び書面により通知する。

(6) 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得してから契約締結日までとする。

(7) 資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく資格審査申請事項変更届出を提出しなければならない。

ア 商号または名称

イ 住所又は所在地、及び電話番号

ウ 氏名（法人にあたっては、代表者の氏名）

エ 使用印鑑

オ 法人にあつては資本金

(8) 資格の取り消し等

入札参加の資格を有する者が「2. 入札参加資格」に該当しなくなった場合においては、当該資格を取り消し当該者にその旨を通知する。

(9) 入札の辞退

申請書等の提出後、都合により入札を辞退する場合は、入札締切日時までに入札辞退届を提出すること。

(10) 本入札に係る資料の取り扱い

- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された申請書等を使用しない。
- ウ 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出は、提出期限内に限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見つかった場合は、入札参加資格無しとなり、入札に参加できない。
- エ 提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。
- オ 提出された申請書等は、返却しない。

5. 入札執行の場所及び日時

入札書は持参により提出すること。なお、郵送または電報による入札は認めない。

- (1) 入札会場 沖縄県石垣市字真栄里 4 3 8 - 1 （八重山合同庁舎）
 1 階第 1 第 2 会議室
- (2) 入札日時 令和 7 年 3 月 12 日（水）午前 10 時開始

6. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 100 条の規定により、見積る契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。ただし、次のア、又はイの提出があった場合は、入札保証金の納付を免除する。

- ア 保険会社との間で締結した入札保証保険契約の保険証券
- イ 過去 2 箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）または本県もしくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を 2 回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面

※ 1 入札保証金の金額等とは、保険会社の入札保証金額を含む。

※ 2 見積る契約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。

なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

- (ア) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア、イのいずれかに係る書類の提出のない者
 - (イ) 入札保証金の金額が上記の条件に満たない場合
 - (ウ) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合
- また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 101 条の定め

るところにより、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のア、又はイの提出があった場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で締結した履行保証保険契約の保険証券

イ 過去 2 箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）または本県もしくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を 2 回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面

※ 1 契約保証金の金額等とは、保険会社の履行保証金額を含む。

7. 入札書に記載する金額

入札金額については、本業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするもので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8. 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、業務名及び業務を実施する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 入札を希望しない場合には参加しないことができるので、入札辞退届を郵送または持参により提出すること。

9. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格者のない者が行った入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (4) 同一人物が同一事項について行った 2 通以上の入札
- (5) 2 人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (6) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (8) 入札書の表記金額、氏名、印章または重要な文字が誤脱し、または不明な入札

- (9) 入札条件に違反した入札
- (10) 談合その他不正の行為があった入札
- (11) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

10. 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者またはくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行うものとする。なお、再度の入札は2回までとする。
- (4) 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

11. その他

- (1) 当該入札に係る契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、令和7年度又は令和8年度において当該契約に係る歳入歳出予算について減額または削除があった場合は解除する。
- (2) 契約締結後、契約金額の変更協議を行い、契約金額を変更する場合、変更後の契約金額は、元契約金額を元設計額で除した値に変更設計額を乗じた額とする。

12. 本案件に関する質問・回答

- | | |
|----------|--|
| ア 質問書提出先 | 沖縄県石垣市字真栄里438-1（八重山合同庁舎2階）
沖縄県総務部八重山事務所総務課(担当：嘉数)
FAX 0980-82-3760 |
| イ 問い合わせ先 | 沖縄県石垣市字真栄里438-1（八重山合同庁舎2階）
沖縄県総務部八重山事務所総務課(担当：嘉数)
電話 0980-82-3040 |
| ウ 提出期限 | 令和7年3月3日（月）午後5時 |
| エ 提出方法 | 持参又は郵送（到着確認が可能な手段に限る） |
| オ 回答方法 | 令和7年3月5日（水）から令和7年3月12日（水）までの間、沖縄県ホームページ（公募・入札発注情報）に掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。 |